



ハンナの里を利用するには

＜介護保険 被保険者＞

第1号被保険者→65歳以上

第2号被保険者→40歳以上65歳未満の医療保険加入者

第2号被保険者の要介護認定は、特定16疾病により要介護・要支援になった場合に限られています。

【特定16疾病】

- ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)
- ・初老期における認知症(アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体など)
- ・骨折を伴う骨粗鬆症・脊柱管狭窄症・脳血管疾患(脳梗塞、脳出血など)
- ・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・関節リウマチ・後縦靭帯骨化症
- ・多系統萎縮症(線条体黒質変性症、シャイ-ドレーガー-症候群、オリブ橋小脳萎縮症)
- ・脊髄小脳変性症・早老症(ウエルト-症候群など)
- ・進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎など)
- ・末期癌

要支援→要支援1、要支援2

要介護→要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5

サービスを利用するには、ケアマネジャーが作成したサービス計画(ケアプラン)が必要です。

＜サービス計画(ケアプラン)＞

- ① 要介護者は居宅介護支援事業所に作成を依頼し、介護支援専門員(ケアマネジャー)と相談して決めます。
- ② 要支援者は地域包括支援センターと相談して決めます。